

交野市子宮頸がん検診業務内容

別紙5

1. 目的

がん対策として検診を実施し、早期発見・早期治療につなげる。

2. 対象者

(1) 令和5年度及び7年度は和暦で奇数年生まれの40歳以上の女性市民

※ただし、和暦で偶数年生まれの女性でも昨年度受診歴がない方は対象

(2) 令和6年度は和暦で偶数年生まれの40歳以上の女性市民

※ただし、和暦で奇数年生まれの女性でも昨年度受診歴がない方は対象

3. 業務内容

「健康増進法」第19条の2及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、子宮頸がん検診を集団方式で行うものとする。

4. 検診項目

医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診とするし、詳細は以下のとおりとする。

項目	内容
(1) 問診	<p>① 妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。</p> <p>② 問診で確認する不正性器出血の症状については、閉経後出血、不規則月経、スポットィング、一時的な少量の出血、褐色帯下等出血等の状態について、正しく把握する。</p> <p>③ 問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。</p>
(2) 視診	陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。
(3) 細胞診	<p>① 細胞診の方法（従来法／液状検体法、採取器具）を明らかにする。 細胞診については、サイトピック等の採取器具の使用を原則とする。ただし必要に応じて、綿棒の使用も可とする。</p> <p>② 直診下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し^{注1}、迅速に処理[*]する。 ※採取した細胞は直ちにスライドガラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。</p> <p>③ 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。</p> <p>④ 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行う[*]。 ※不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制を有すること。</p> <p>⑤ 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じる[*]。 ※不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有すること。</p> <p>⑥ 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受ける。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う^{注2}。</p> <p>⑦ 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニン</p>

	<p>グを行う^{注1)}。または再スクリーニング施行率を報告する※。</p> <p>※交野市から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できれば良い。また公益社団法人日本臨床細胞診学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すること。</p> <p>⑧ 細胞診結果の報告には、ベセスダシステム^{注3)}を用いる。</p> <p>⑨ 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記する※。</p> <p>※必ず全ての標本について実施すること。一部でも実施しない場合は不適切である。</p> <p>⑩ がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う※。</p> <p>※がん発見例については必ず見直すこと。またがん発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること。</p>
(4) システムとしての精度管理	<p>① 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV 検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと）について、発注者や医師会から求められた項目の積極的な把握に努める。※精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。</p> <p>② 診断・判定の精度向上のための症例検討会を定期的を開催する。</p>
(5) 事業評価に関する検討	<p>① チェックリストやプロセス指標などに基づく検討を実施する。</p> <p>② がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、交野市から求められた項目を全て報告する。もしくは全て報告されていることを確認する。</p> <p>※がん検診の結果及びそれに関わる情報とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。</p>
(6) その他	適正な標本が取れた場合のみ、委託料を支払うこととする。

注1) 一般社団法人日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照

注2) 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

注3) ベセスダシステムによる分類：The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition 及びベセスダシステム 2001 アトラス参照